

## 畜産農家の皆さんへ

牛海綿状脳症対策特別措置法の施行に伴い、平成15年度から24か月齢以上の死亡牛は、BSE検査を受けることが義務づけられました。

長野県では、平成15年4月から関連施設整備に着手し、準備が整い次第この検査を速やかに開始する予定です。

検査開始時期が決定いたしましたら、概ね1か月前には「畜産とくトク情報」や地域説明会等によりお知らせいたします。

なお、4月1日以降、『24か月齢以上の死亡牛については、BSE陰性が判明したもののみ受け入れる』との条件を提示している化製場もありますので、運搬業者の方に確認してください。検査が必要な場合は、その運搬業者の御協力を得て、家畜保健衛生所で行うBSEサーベイランス(監視検査)で対応いたします。

また、死亡牛が発生し、運搬業者に処理を依頼する場合は、できるだけ早く連絡するようお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、取引のある運搬業者または下記までお問い合わせ願います。

お問い合わせ先	電話(直通)	ファクシミリ
長野県農政部畜産課	026-235-7236	026-232-0764
佐久家畜保健衛生所	0267-62-4123	0267-63-3002
佐久家畜保健衛生所上田支所	0268-23-1630	0268-25-7160
伊那家畜保健衛生所	0265-72-2782	0265-72-2765
飯田家畜保健衛生所	0265-53-0439	0265-53-0441
松本家畜保健衛生所	0263-47-3223	0263-47-0101
長野家畜保健衛生所	026-226-0923	026-227-2665